



# 「田川広域水道企業団<sup>※</sup>」が

田川市・川崎町・糸田町・福智町のみなさまに

## 水道水をお届けします！

※田川地区水道企業団から田川広域水道企業団に名称変更します。



水道に関する手続きやお問い合わせの窓口の場所、  
連絡先、営業時間はこれまでと変わりありません。

平成31年4月  
からの

### お客様窓口のご案内

**田川市**

にお住まいの方

田川広域水道企業団  
田川市水道事務所  
(現田川市水道局)

田川市中央町1番1号  
Tel:0947-85-7162

**川崎町**

にお住まいの方

田川広域水道企業団  
川崎町水道事務所  
(現川崎町水道課)

川崎町大字田原789番地2  
Tel:0947-72-3000(代)

**糸田町**

にお住まいの方

田川広域水道企業団  
糸田町水道事務所  
(現糸田町水道課)

糸田町1975番地1  
Tel:0947-26-1755

**福智町**

にお住まいの方

田川広域水道企業団  
福智町水道事務所  
(現福智町水道課)

福智町金田937番地2  
Tel:0947-22-7769



# 水道料金の支払方法や 水道に関する手続きなどについて

## 水道料金や支払方法について

**Q!** 今後、水道料金は  
どうなるの？

**A** これまでと変わりありません。平成35年4月より、新料金として統一を図りますが、新料金が従前の水道料金を超える場合は、経過措置として5年間は従前の水道料金を適用いたします。

**Q!** 水道料金は、どこから請求  
されるの？

**A** 平成31年4月1日からは、お住まいの地域の田川広域水道企業団の水道事務所が請求します。



**Q!** 田川市、川崎町、糸田町、福智町から請求のあった水道料金はどうなるの？

**A** 企業団がそれぞれの水道料金を引き継ぎます。納入期限内にお支払いください。

**Q!** これまで口座振替で水道料金を支払っていたけど、何か手続が必要なのか？

**A** 再度、お申込みが必要ないように、各市町と金融機関の間で手続きを行いますので、これまでどおり口座振替によりお支払いいただけます。また、口座振替日も変わりありません。なお、ご支障のある場合は、各市町の窓口までお申し出ください。

**Q!** これまで納入通知書で支払っていたけど、納入期限は変わるの？

**A** これまでと変わりありません。

**Q!** 納入通知書で支払いのできる方法は変わるの？

**A** これまでと変わりありません。今後、料金支払方法の拡充・多様化を図り、利便性の向上を目指します。

## 水道に関する手続きについて

**Q!** 水道に関する手続き(使用開始、中止など)や水道工事の申込み、水道に関する相談・問い合わせはどこに？

**A** お問い合わせ窓口はこれまでと変わりありません。お住まいの地域の企業団の水道事務所です。



## 田川広域水道 企業団について

平成元年に田川市、川崎町、糸田町、福智町(当時、金田町・赤池町)の1市3町(当時、1市4町)により設立された一部事務組合(特別地方公共団体)です。

県営伊良原ダムを水源として、田川地域に安全でおいしい水の安定供給を図ることを目的に設立しました。その後、1市3町の水道事業は、水需要の減少に伴う料金収入の減少、さらに高度経済成長期に整備した水道管・施設の更新時期を迎え経営状況が一層厳しくなることが共通の課題だったことから、

水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、1市3町の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、平成31年4月に水道事業の経営の一体化を行います。

田川地区水道企業団は田川広域水道企業団に名称を変え、新たに田川広域水道企業団が1市3町の水道事業を運営します。

田川広域水道企業団\*  
に関する  
お問い合わせ

田川地区水道企業団 統合推進室 田川郡赤村大字内田3723

TEL 0947-41-1500 FAX 0947-62-2606



【ウェブページ】 <http://tagawatikusuidou.jp/>

【水道事業の統合に関する情報は】 <http://tagawatikusuidou.jp/integration/>

\*平成31年4月に田川地区水道企業団から田川広域水道企業団に名称変更します。